

対2でこれを拒否することを決定した。この措置は、連邦裁判所において、市民権の侵害に関する救済を得ることをますます困難にしているという、裁判所に対する一般の批判を支持するもののように思われる。

この事件はフィラデルフィアに発生したもので、両親によって精神障害施設に入れられた5人の子供達が、法的弁護人もたないというものである。訴訟は、この5人の子供と、同様な立場にある全ての子供の利益に関してすめられたものであったが、下級裁判所は子供達も成人同様に、法的弁護とその他の手続上の安全措置をうける資格を有するものであることを判示したのであった。

今回の最高裁判所の決定をめぐって、種々意見が取り交されているが、公益法委員会は「小数種族、貧困者、および公務員の職権乱用の犠牲者を含む多くの市民が、法的救済措置もないままに放置されている」と述べている。

先週、アメリカ法律協会で、連邦最高裁のウォーレン、E・バーガー長官は、彼の8年間の任期中の260ケースについて、説明を付して裁判所側を支持した。

弱者の権利保護については、実施までまだ道遠しの感がある。

The New York Times, Weekly Review, May 22, 1977.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

西ドイツ疾病金庫の近況

西ドイツの疾病保険は、疾病金庫（わが国の健康保険組合に相当するもの）によって運営されているが、その数や保険料率は年々変化しており、その動向

はわが国にとっても興味深い。

疾病保険の運営機関（保険者）である疾病金庫は、8種類ごとの疾病金庫数および加入者数は表1のとおりである。これによると、1976年6月1日現在の疾病金庫数は1,435であるが、1970年には1,872だったので、6年間に437減ったことになる。この減少の主たる原因是、1972年10月以降州疾病金庫（約100か所）が廃止され、農業疾病金庫（19か所）に変わったことがあるが、このほかにも企業の合併、倒産等による疾病金庫の統廃合、疾病金庫自体の解散などが原因となっている。

ところでこれらの疾病金庫に加入している被保険者とその家族の数は、約5,700万人で、総人口の約92%を占めている。

1969年に社会民主党政権が樹立して以来、社会保険の適用拡大が行われ、か

表1 疾病金庫種類別加入者数(1976年6月1日現在)

(単位: 1,000人)

疾病金庫の種類	疾病金庫の数	強制加入者(一般)	年金受給者	任意加入者	加入者計
地区疾病金庫	307	9,419	5,739	941	16,099
企業疾病金庫	931	2,578	1,245	379	4,202
同業疾病金庫	161	1,188	266	153	1,607
農業疾病金庫	19	536	380	7	923
海員疾病金庫	1	41	14	13	68
連邦鉱山従業者組合	1	304	718	39	1,061
労働者補充金庫	8	241	67	64	372
職員補充金庫	7	4,918	1,411	2,819	9,148
計	1,435	19,225	9,840	4,415	33,480
1976年1月1日	1,441	19,258	9,737	4,548	33,543
1975年1月1日	1,479	19,200	9,490	4,782	33,472

(資料) Die Krankenversicherung, November 1976, S.253.

なりの国民各層が公的疾病保険に加入するようになったが、まだ総人口の約6%は民間の健康保険に加入している。残りの約2%は医療扶助などの公費負担医療を受けている。

一方、医療費の著しい増大により、疾病金庫の財政は苦しく、年々保険料率は上昇している。表2は最近の保険料率の動きを示したものであるが、平均保険料率は海員疾病金庫を除きいずれも9%を越えている。1975年1月1日現在の全平均保険料率は10.04%であるが、疾病金庫間に大きな差があり、最低は4.6%（企業疾病金庫）となっている。1975年3月末現在のわが国の健康保険組合の平均保険料率が7.1%であるのに比べると、西ドイツの疾病金庫の保険料率はいかにも高い。ただ西ドイツの疾病保険は、家族に対しても被保険者と同様に医療給付について10割給付を行っており、わが国の家族7割給付と多少ちがう。しかし、わが国の場合も家族付加給付によっておおむね西ドイツのみの給付率が確保されているので、保険料率の点ではやはり西ドイツは相当高いといえる。

表2 疾病金庫種類別保険料率
(単位:%)

疾病金庫の種類	1973年1月 1日 平 均	1974年1月 1日 平 均	1975年1月 1日 平 均	1975年1月1日	
				最 低	最 高
地区疾病金庫	8.95	9.35	10.22	7.5	12.9
企業疾病金庫	8.19	8.63	9.06	4.6	12.0
同業疾病金庫	8.47	8.95	10.08	6.9	11.8
海員疾病金庫	6.20	8.00	8.80	8.8	8.8
連邦鉱山従業者金庫	11.60	11.60	11.60	11.6	11.6
労働者補充金庫	8.97	9.38	9.93	9.0	11.9
職員補充金庫	9.65	9.81	10.16	9.3	10.6
計	9.01	9.36	10.04	4.6	12.9

(資料) Die Krankenversicherung, Juli/August 1975, S.185.

一般に保険料率が高いのは、地区ごとに設立されている地区疾病金庫で、最低保険料率でも7.5%である。地区疾病金庫の約50%は10~11%の保険料となっている。

一般強制加入者の約96%には上記の保険料率が適用されているが、残りの4%の一般強制加入者にはもっと高い保険料率が適用されている。これは、ほとんどの場合には最初の6週間は事業主によって賃金・給与の継続支払が行われ、傷病手当は7週目から支給されるが、この賃金・給与の継続支払が行われない場合には、最初から傷病手当が支給されるため、その分の保険料が上積みされるからである。高い保険料率の全平均は13.3%で一般の場合より3.3%も高い。最低保険料率でも6.5%（企業疾病金庫）で、最高保険料率は16.2%（地区疾病金庫）となっている。

Die Krankenversicherung, November 1976.

Die Krankenversicherung, Juli/August 1975.

（石本忠義 健保連）

